



Weekly 第98号

個室ユニット推進協ニュース

【発行】一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会

〒226-0015 神奈川県横浜市緑区三保町171-1 TEL: 045-921-0462 / FAX: 045-921-0472

直近の介護関連ニュース（ダイジェスト版）をお届けします。

今週号は2019（平成31）年3月18日（月）～3月24日（日）までの1週間です。

詳細は厚生労働省や各団体のHPなどで確認してください。赤字は重要ニュース。

■指定取消・停止処分 過去最多 29年度指導監査（3月19日）

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議で厚労省は29年度に指定取消・効力停止処分とした介護事業所が過去最多の257事業所（前年度比13件増）に上ったことを明らかにした。指定取消169、一部停止50、全部停止38。サービス別では訪問介護、通所介護、居宅介護支援などの順に多く、介護老人福祉施設はゼロ。理由は不正請求、法令違反、虚偽報告などの順だった。

■一般介護予防事業検討会の創設を了承 介護保険部会（3月20日）

第76回介護保険部会は地域包括支援センターや地域支援事業（総合事業など）などの課題や議論の論点などについて議論した。また厚労省が提示した「一般介護予防事業に関する検討会」の創設を了承し、効果的、効率的な介護予防事業の在り方を検討する。同日、厚労省は自治体インセンティブである「保険者機能強化推進交付金」の評価（得点）結果を示したが、市区町村の取り組みにバラつきが目立った。厚労省は著しく得点の低い市町村を抱える都道府県を「減点」する考えを示した。

■特定技能外国人労働者受入れ運用要領を公表 法務省（3月20日）

法務省は、特定技能資格外国人労働者の受入れに関する運用要領を公表した。雇用する事業者は①入国時の送迎を行うこと②居室は1人当たり7.5平方メートル以上とし、賃貸契約を結ぶ場合、連帯保証人または家賃債務保証の緊急連絡先となること③ゴミ出しなど「生活オリエンテーション」を最低でも8時間以上行うことなどを盛り込んだ。

■特定技能試験（介護）4月13日～14日フィリピンで実施（3月20日）

特定技能資格の4月1日施行を前に、厚労省は特定技能資格（介護）試験を4月13日～14日、フィリピンのマニラで実施すると発表した。ウェブサイト申し込み期限は4月9日。①技能試験（介護技能評価試験、学科40問、実技5問、計60分）と②日本語試験（介護日本語評価試験、全15問、30分）。第2回は6月の予定。

■在留外国人273万人(30年12月末時点) 過去最多(3月22日)

法務省は、昨年12月31日時点の在留外国人数が273万1,093人(前年末比16万9,245人増、6.6%増)で過去最多記録を更新したと発表した。国別では中国、韓国、ベトナム、フィリピン、ブラジルなどの順。在留資格別では永住者77万1,568人、留学33万人(概数)、技能実習32万8,360人などの順だった。